○須高行政事務組合第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例

（令和元年10月25日条例第２号）

改正　令和６年11月１日　条例第１号

（趣旨）

第１条　この条例は、須高行政事務組合の第１号会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２第１項第１号の規定により採用された職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。））の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償）

第２条　パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関しては、須坂市第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年須坂市条例第27号）の例による。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和６年11月１日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の須高行政事務組合第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の規定は、令和６年４月１日から適用する。